

社援発0318第37号  
令和2年3月18日

各都道府県知事殿

厚生労働省社会・援護局長  
(公印省略)

「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」の  
一部改正について

生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例措置については、令和2年3月11日社援発0311第8号本職通知により行われているところであるが、今般、取扱の一部を下記新旧対照表のとおり改正することとしたので通知する。

記

新	旧
<p>2. 特例措置の具体的な内容 (2) 福祉資金 [緊急小口資金]</p> <p>① (略)</p> <p>② 貸付金額の上限の拡大 要綱の第5の5に基づき、「100,000円以内」について、「ただし、次に掲げる例を参考として、特に必要と認められる場合は200,000円以内 ア～エ (略) オ <u>世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき</u> カ アからオまでに掲げるもののほか、特に資金の貸付需要があると認められるとき。」とする。</p>	<p>2. 特例措置の具体的な内容 (2) 福祉資金 [緊急小口資金]</p> <p>① (略)</p> <p>② 貸付金額の上限の拡大 要綱の第5の5に基づき、「100,000円以内」について、「ただし、次に掲げる例を参考として、特に必要と認められる場合は200,000円以内 ア～エ (略)</p> <p>オ アからエまでに掲げるもののほか、特に資金の貸付需要があると認められるとき。」とする。</p>

(参考) 改正後全文

## 生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について

(令和2年3月11日)  
(社援発0311第8号)

生活福祉資金の貸付けについては、平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号厚生労働事務次官通知「生活福祉資金の貸付けについて」(以下、「次官通知」という。)、平成21年7月28日社援発0728第12号厚生労働省社会・援護局長通知「生活福祉資金(総合支援資金)貸付制度の運営について」(以下、「局長通知①」という。)及び平成21年7月28日社援発0728第13号厚生労働省社会・援護局長通知「生活福祉資金(福祉資金及び教育支援資金)貸付制度の運営について」(以下、「局長通知②」という。)により実施されているところであるが、今般発生した新型コロナウイルスの感染症の発生による休業等により、当面の生活費に関する資金需要に対応するため、下記の措置を講ずることとしたので、通知する。

### 記

#### 1. 緊急小口資金等の特例貸付の実施

新型コロナウイルス感染症の発生による休業や失業等により、一時的又は継続的に収入減少した世帯を対象として、生活福祉資金貸付制度における総合支援資金〔生活支援費〕及び福祉資金〔緊急小口資金〕について特例措置を設ける。

#### 2. 特例措置の具体的な内容

##### (1) 総合支援資金〔生活支援費〕

###### ① 貸付対象の拡大

次官通知における(別紙)「生活福祉資金貸付制度要綱」(以下、「要綱」という。)の第4の1のアのうち生活支援費について「低所得世帯」とあるのは、「新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯」に拡大する。

###### ② 据置期間の延長

要綱の第6の3に基づき、据置期間を「1年以内」に延長する。

###### ③ 貸付金の利率の変更

要綱の第6の3に基づき、貸付金の利率を「無利子」に変更する。

## (2) 福祉資金 [緊急小口資金]

### ① 貸付対象の拡大

次官通知における要綱の第4の2の福祉資金のうち緊急小口資金について「低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯」とあるのは、「新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯」に拡大する。

### ② 貸付金額の上限の拡大

要綱の第5の5に基づき、「100,000円以内」について、「ただし、次に掲げる例を参考として、特に必要と認められる場合は200,000円以内

ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。

イ 世帯員に要介護者がいるとき。

ウ 世帯員が4人以上いるとき。

エ 世帯員に i 又は ii の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。

i 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子。

ii 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子。

オ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

カ アからオまでに掲げるもののほか、特に資金の貸付需要があると認められるとき。」とする。

### ③ 据置期間の延長

要綱の第6の3に基づき、「1年以内」に延長する。

### ④ 償還期限の延長

要綱の第6の3に基づき、「2年以内」に延長する。

### ⑤ 自立相談支援事業等による支援

要綱の第4の2において「なお、(2) 緊急小口資金の貸付けに際しては、原則として法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していることを要件とする。」とあるのは、本特例措置においては要件としないこととする。

## 3. 特例措置により貸付を受けた者への償還免除の取扱い

### (1) 償還免除の適格要件

本特例措置による貸付金の償還免除の適格要件については、要綱の第15の規定により平成11年7月13日社援第1729号厚生省社会・援護局長通知「生活福祉資金の貸付金償還免除の取扱いについて」に基づく取扱いに加え、償還時において、なお所得

の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとする予定であるが、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する観点も含め検討し、所得の減少の程度や確認方法等について別途通知する予定である。

## (2) 欠損補てん積立金

本特例措置による貸付金の局長通知①における(別紙)「生活福祉資金(総合支援資金)運営要領」の第9の3(局長通知②における(別紙)「生活福祉資金(福祉資金及び教育支援資金)運営要領」第9において準用する場合を含む。)については、以下のとおりとする。

### 「3 欠損補てん積立金

- (1) 欠損補てん積立金は、本特例措置による貸付金額を限度として、貸付資金及び貸付金の償還利子から必要に応じて積み立てるものとする。
- (2) 欠損補てん積立金は、本特例措置による貸付金の償還免除額を限度としてこれを取り崩して貸付資金に充当するものとする。
- (3) 都道府県社会福祉協議会会長は、本特例措置による償還免除を行うに当たって欠損補てん積立金が不足する場合には、本特例措置による貸付金額を限度として、貸付資金(欠損補てん積立金から貸付資金に充当した額を含む。)の取崩しを行うことができる。
- (4) 欠損補てん積立金は、銀行への預金若しくは貯金又は、国債等元本が保証される方法により保管し、当該預貯金等から生ずる利子等については、必要な額を欠損補てん積立金として経理し、それ以外の残額を貸付原資として経理するものとする。」

## 4. 特例措置の実施に伴う都道府県への依頼事項

本特例措置による貸付に当たっては、全ての都道府県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会において、通常の業務のほか、貸付に向けた相談から貸付の決定及び貸付金の交付までを短期間で対応していただくことから、通常、3月から4月にかけて社会福祉法人の所管部局又は社会福祉協議会への事業の委託若しくは補助金等を交付している部局からの様々な報告や調査については、報告時期を大幅に延長するなどのご配慮をお願いする。

## 5. 留意事項

### (1) 本通知による定め以外の取扱い

本通知に特段の定めのないものについては、次官通知等の関係通知によることとする。

### (2) 都道府県社会福祉協議会等との連携

当該貸付けの実施主体である都道府県社会福祉協議会及び貸付窓口となる市区町村社会福祉協議会と十分に連携を図りつつ、円滑な貸付けを行うこと。また、貸付けの実施にあたっては、社会福祉協議会と生活困窮者自立相談支援事業等の関係機関と情報共有や連携等を図るなど、適切に実施すること。

(3) 貸付実績の集計等

本通知は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例的な対応であることから、本則の貸付けとは別に貸付決定日別に週単位での集計及び報告ができるよう管理すること。

(4) 受付期間等

受付期間は、当面、令和2年7月末までとする。また、貸付金の交付は、各申込世帯の状況を踏まえ、可及的速やかに行うこと。

※ 本通知の発出以前への対応については、別途通知する。

事 務 連 絡  
令和 2 年 3 月 1 8 日

各都道府県民生主管部（局）長殿  
全国社会福祉協議会会長殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
生活困窮者自立支援室

緊急小口資金等の特例措置による貸付金の  
送金までに係る適切な支援について（周知）

緊急小口資金等の貸付については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」（令和 2 年 3 月 1 1 日 社援発 0 3 1 1 第 8 号厚生労働省社会・援護局長通知）を発出し、当面の生活費に関する需要への対応をお願いしているところです。

緊急小口資金等の貸付については、相談の受付から送金まで、事務処理等のために一定の期間を要しているところ、送金までの生活費が枯渇して食料に困るなど、生活費に切迫している場合には、全国の市町村社会福祉協議会において独自に非常用に備蓄している食糧の給付や寄付金などを財源として独自の貸付により対応されているものと承知しております。

今般の特例貸付の実施にあたり、貸付金の送金までの当座の生活に関する支援を必要とされる方が相談に訪れることが想定されますので、下記の点にご留意の上、必要な支援が行き届くよう、ご配慮をお願いします。

併せて、都道府県におかれては不測の事態に備え、都道府県内の市町村及び福祉事務所並びに生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関など連携が必要となる機関への周知をお願いします。

記

1 当座の生活費にお困りの方のうち、特に急を要する場合には、緊急小口資金の貸付について、次に掲げる措置を講じ、相談と同時に申込を行い、申込日の翌々営業日までに送金が行われるよう事務処理の迅速化にご協力をお願いします。

- 住民票等の必要書類は、事後提出により対応。（市町村社会福祉協議会）
- 実印や印鑑証明は求めない。（市町村社会福祉協議会）
- 送金事務を前倒し、申込書の到着と同時に送金処理を行い、書類審査や貸付決定等の事務は事後的に処理する。（都道府県社会福祉協議会）

2 1の対応を行ってもなお送金まで生活費が枯渇して食料に困るなど、生活費に切迫している場合には、次に掲げる支援など、必要な支援を行われたいこと。

- 市町村や市町村社会福祉協議会において行われている独自の貸付
- フードバンクとの連携等による食品等の物品支援
- 一時生活支援事業による宿泊場所の提供
- 救護施設等での入所措置が必要と思われる者の福祉事務所への連絡 等

3 総合支援資金の貸付を利用する方で、送金までの生活費に切迫する場合には、緊急小口資金や2に掲げる支援など、必要な支援を行われたいこと。

以上

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ

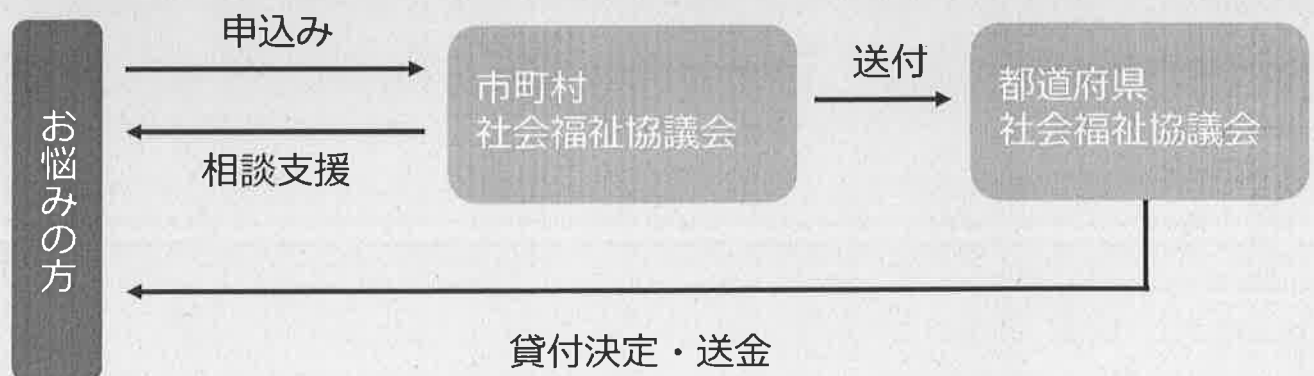
## 一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

特例貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。また、具体的な内容のお問合せや貸付のご相談は、下記問い合わせ先へお願いします。

### 貸付手続きの流れ



### お問合せ先

山口県社会福祉協議会

電話：083-924-2813

受付時間：(月～金曜日 8:30～17:15)



赤字は従来の要件を緩和したもの。

## 休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

### ■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。

### ■貸付上限額

- ・ 学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内
- ・ その他の場合、10万円以内

※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大。

### ■据置期間

1年以内

※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

### ■償還期限

2年以内

※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

### ■貸付利子・保証人

無利子・不要

### ■申込先

市町村社会福祉協議会

## 失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

### ■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。

### ■貸付上限額

- ・ (二人以上) 月20万円以内
  - ・ (単身) 月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

### ■据置期間

1年以内

※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。

### ■償還期限

10年以内

### ■貸付利子・保証人

無利子・不要

※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

### ■申込先

市町村社会福祉協議会

注 原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件となります。